



中国ビジネス知財特別セミナー

今年施行の特許法改正の留意点とは？

日中間のビジネスが加速する中、中国では第三次改正特許法が、2008年12月27日の第十一期全国人民代表大会常務委員会第六回会議で審議可決し、2009年10月1日から施行されることが決定されました。今回、改正特許法に関して、改正内容・日本法との相違点など、出願から侵害関係まで、ビジネス上の留意点を踏まえポイントを御説明いたします。講師は日中知財に精通した専門家の二名の弁護士・弁理士が行います。この機会に是非ご参加ください。

【日時】平成21年2月19日(木曜日)14~17時

【会場】TKP大阪梅田ビジネスセンター
カンファレンス16B(16階)

【定員】120名(申込先着順)

【費用】1,000円(資料代込)

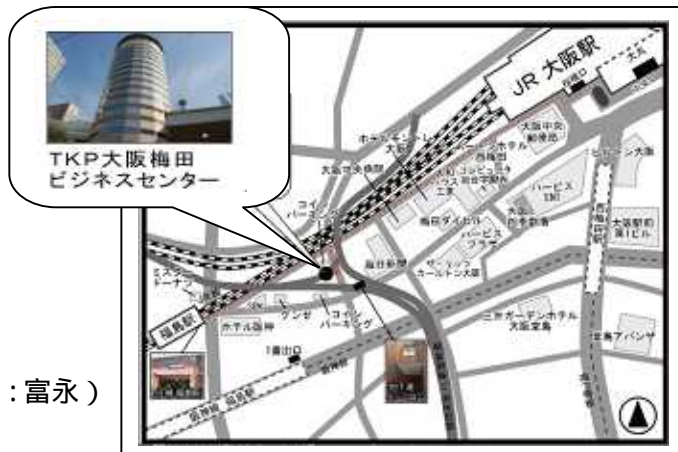
【申込方法】下記申込書に必要事項を記入し、
メール又はFAX等でお送りください。

【問合せ先】弁護士法人 フラールン (大阪)

TEL:06-6228-5707 / FAX:06-6228-5705(担当:富永)

又は 特許業務法人 グローバル知財 (神戸)

TEL:07-8391-3244 / FAX:07-8391-3245(担当:前川)



【プログラム】

- ・開会の挨拶 14:10~14:15(5分)
- ・中国特許法改正のポイントと留意点(出願査定関係) 14:15~15:15(60分)
- 弁理士 あぐら けいしち 小倉 啓七 (特許業務法人 グローバル知財)
- (休憩 5分)
- ・中国特許法改正のポイントと留意点(実体法と侵害関係) 15:20~16:20(60分)
- 弁護士・弁理士 たにくち よしのり 谷口 由記 (弁護士法人 フラールン)
- ・全体を通しての質問応答 16:20~16:50(30分)

参加申込票

弁護士法人 フラールン

FAX:06-6228-5705

又は

特許業務法人 グローバル知財

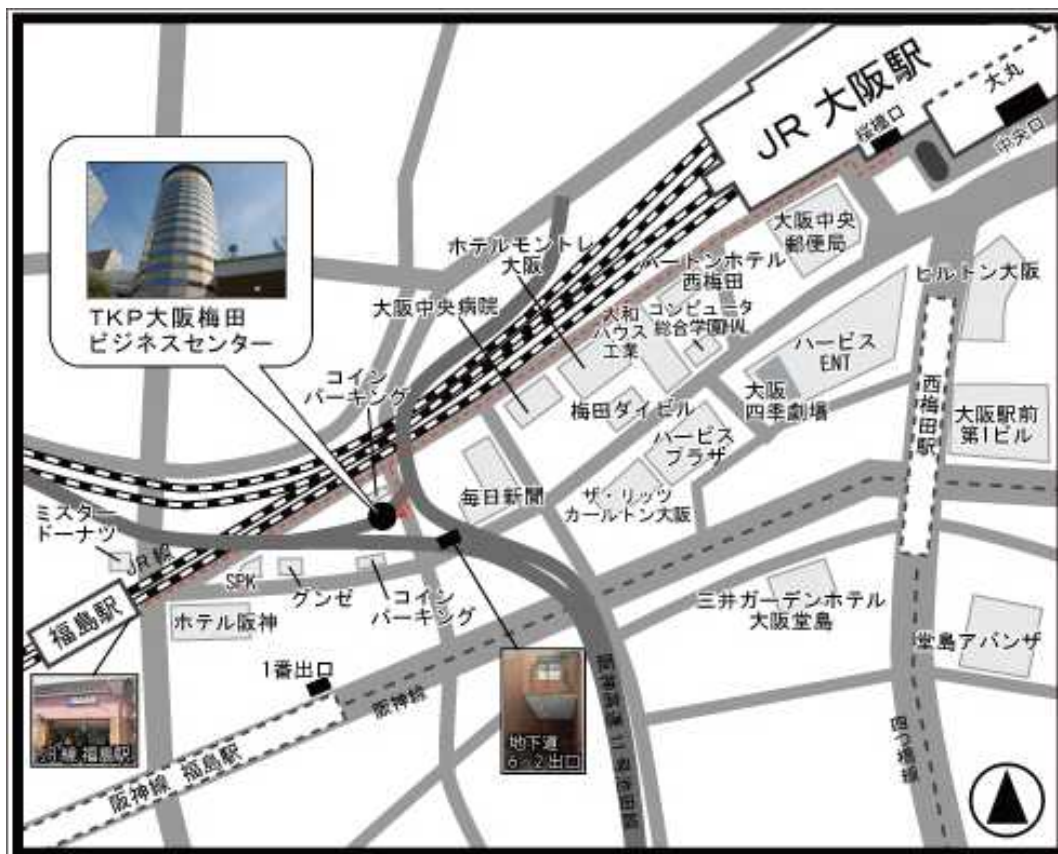
FAX:078-391-3245 / E-mail:info@globalip.jp

ふりがな			TEL	
お名前			FAX	
連絡先	住所	〒		
	勤務先		部署・役職	

上記情報は個人情報保護法に基づき、上記両社からの各種ご案内のみ使用させていただきます。

同会社から複数名参加される場合は参加申込書をコピーしてお申し込み下さいますよう、よろしくお願い致します。

会場地図 住所：大阪府大阪市福島区福島 5-4-21
サンワールド・ゲートタワービル
セミナー会場：カンファレンス16B (16階)



阪神高速道路がビル内を通っているビルです。

- JR「大阪駅」・阪急「梅田駅」・阪神「梅田駅」・地下鉄御堂筋線「西梅田駅」の地下街を歩いて 6-2 番出口より徒歩 1 分
- JR 線「大阪駅」(大阪中央郵便局) 徒歩 10 分
- JR 線「福島駅」徒歩 5 分、阪神線「福島駅」徒歩 5 分、JR 東西線「新福島駅」徒歩 5 分